

平成28年度 入札監視委員会議事概要

陸上自衛隊北部方面隊

開催日及び場所	平成28年12月1日(木) 北海道防衛局4階会議室
委員	阿座上委員長(地域経済研究所 理事長) 神谷委員(札幌医科大学 客員教授) 菊地委員(北海商科大学 名誉教授) 木下委員(公認会計士) 津田委員(弁護士) (50音順)

II 防衛省発注機関が締結する契約に関する審議

陸上自衛隊北部方面隊

審議対象期間	平成27年4月1日 ~ 平成28年3月31日	
審議対象件数	23, 230件	
1. 入札状況について(入札参加資格の設定、指名及び落札者決定の経緯等について)		
抽出件数	5件	(審議概要)
一般競争契約	5件	<ul style="list-style-type: none"> 陸自担当者から契約状況の説明 対象案件より抽出された5件の概要について陸自担当者が説明後、委員会による審議
指名競争契約	0件	
随意契約	0件	
意見・質問	回答	
<ul style="list-style-type: none"> ○委員からの意見・質問 ○それに対する回答等 	<p>【抽出案件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○一般競争 ①【本町宿舍給湯器取替工事】 <ul style="list-style-type: none"> ・要求金額とは何か。予定価格とは違うのか。 ・予定価格の算定要領はどのように算定したか。 ・見積書(市場価格調査)を徴取した時は、どの様に依頼したのか。 ・価格調査を依頼する際は、依頼の仕方を注意するようにお願いします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・調達を依頼する要求元から会計機関に対して提出される要求の希望額の事であり、予定価格とは違う。 ・公共工事における歩掛りと2業者から市場価格を徴取し、比較した結果、市場価格を採用し算定した。 ・HP等に掲載している旨の連絡及び価格調査における協力を依頼した。 ・裾野を広げて実施するよう今後留意する。

	<p>○一般競争 ②【情報システム撤去・据付工事】 ・撤去と据付のみの工事になるのか。</p> <p>・レドーム自体はどこか別の場所で作っている物なのか。</p> <p>・この種の工事業者は他にもいるのか。</p> <p>・予定価格の算定要領はどのように算定したか。また、その中で、一番価格が占める割合が高い物は何か。</p> <p>・本契約業者はメーカーなのか。</p> <p>・見積り（市場価格調査）を依頼できる業者は2者しかいなかったのか。</p> <p>○一般競争 ③【#1103建物他ユニットヒーター補修工事】 ・ずいぶん落札率が低いが、問題はなかったのか。</p> <p>・予定価格から判断するとだいぶ低い。</p> <p>・何故この2者に価格調査を依頼したのか。</p> <p>○一般競争 ④【自動車教習場コース補修工事】 ・1回目と2回目の予定価格の違いは何か。</p> <p>・仕様書の何を変更したのか。</p> <p>・道内で作成し、輸送費も道外から比べると安くなるはずなのに何故金額が高くなるのか。</p>	<p>・その通り。</p> <p>・工場で作成した半完成品を現場に輸送し、現場で鋼板を1枚1枚張り合わせて、完成した物をクレーンで吊り上げ据え付けている。</p> <p>・少ないと思われる。</p> <p>・直接工事費に係る9項目の積み上げにより積算した。レドームの撤去・据付が一番高い。</p> <p>・据付業者である。</p> <p>・3者から問い合わせがあり、その中から市場価格調査に協力してもらえた業者2者に依頼した。</p> <p>・適正に履行されている。</p> <p>・市場価格調査の占める割合が高く、市場調査価格依頼業者3者のうち2者から回答があった。入札参加業者は4者であり、応札額下位2者の市場価格調査を採用して予定価格を算定しているため落札額が下がったものである。</p> <p>・過去、同種案件の実績業者であったため依頼したものである。</p> <p>・再度入札時における予定価格の金額が上がった理由として、仕様書の内容を修正したため、予定価格を修正した。また、予定価格の積算要領を積み上げ方式から市場価格調査に変更した。</p> <p>・道外で作成・輸送する縁石から道内で作成する縁石に変更した。</p> <p>・再度公告をする際に、工期が短くなったため、業者の負担となり金額が高騰した。</p>
--	---	---

	<p>○一般競争 ⑤【体育館屋根塗装工事】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公告から入札までの期間が短いように感じるが理由はあるのか。 ・本塗装工事は専門工事ではないのか。建築一式は総合工事であり、専門工事は建築業法上受注できない事になっている。専門工事において、建築一式、土木一式を入れる事は裾野を広げる事にはならない。 ・塗装工事の実際の工期はどれくらいだったのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・会計隊で設定している2週間で公告に付した。 ・本案件は塗装の専門工事のため、事後、競争参加資格を設定する際は注意して設定する。 ・約2週間であったが、天候の影響により、12月18日までの履行期間を業者からの申し出により検討し、3月31日までに変更契約を締結した。
<p>委員会による意見の具申又は勧告の内容</p>	<p>特になし。</p>	